

## 登録有形文化財（建造物）に係る税制優遇措置について

### ○相続税（国税）

相続財産評価額（土地を含む）を30／100控除

平成15年度から措置

根拠法令等：国税庁通達（財産評価基本通達24－8）

### ○地価税（国税）

敷地の地価税を2分の1に減税

地価税は平成10年度から凍結中

根拠法令等：地価税法第17条、地価税法施行令第17条第3項

### ○固定資産税（地方税）

家屋の固定資産税を2分の1に減税

平成9年度から措置

根拠法令等：地方税法第349条の3第12項

### ○都市計画税（地方税）

算定に固定資産税額を用いるため、実質的に優遇措置されている

根拠法令等：地方税法第702条

### （参考）財産評価基本通達（抄）

（文化財建造物である家屋の敷地の用に供されている宅地の評価）

24－8 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項に規定する重要文化財に指定された建造物、同法第58条第1項に規定する登録有形文化財である建造物及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第3項第1号に規定する伝統的建造物（以下本項、83－3（（文化財建造物である構築物の敷地の用に供されている土地の評価））、89－2（（文化財建造物である家屋の評価））及び97－2（（文化財建造物である構築物の評価））において、これらを「文化財建造物」という。）である家屋の敷地の用に供されている宅地の価額は、それが文化財建造物である家屋の敷地でないものとした場合の価額から、その価額に次表の文化財建造物の種類に応じて定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。

なお、文化財建造物である家屋の敷地の用に供されている宅地（21（（倍率方式））に定める倍率方式により評価すべきものに限る。）に固定資産税評価額が付

されていない場合には、文化財建造物である家屋の敷地でないものとした場合の価額は、その宅地と状況が類似する付近の宅地の固定資産税評価額を基とし、付近の宅地とその宅地との位置、形状等の条件差を考慮して、その宅地の固定資産税評価額に相当する額を算出し、その額に倍率を乗じて計算した金額とする。(平16課評2-7外追加・平18課評2-27外改正)

| 文化財建造物の種類 | 控除割合 |
|-----------|------|
| 重要文化財     | 0.7  |
| 登録有形文化財   | 0.3  |
| 伝統的建造物    | 0.3  |

(注) 文化財建造物である家屋の敷地とともに、その文化財建造物である家屋と一体をなして価値を形成している土地がある場合には、その土地の価額は、本項の定めを適用して評価することに留意する。したがって、例えば、その文化財建造物である家屋と一体をなして価値を形成している山林がある場合には、この通達の定めにより評価した山林の価額から、その価額に本項の文化財建造物の種類に応じて定める割合を乗じて計算した金額を控除した金額によって評価する。

## 地価税法(抄)

(課税価格の計算の特例)

第17条 別表第2に掲げる土地等に該当するもの(当該土地等が同表第4号、第6号及び第8号の規定に規定する施設又は事業場(以下この項において「施設等」という。)の用以外の用にも供されているときは当該土地等のうち当該施設等の用以外の用に供されている部分として政令で定める部分を除くものとし、当該施設等として使用されている建物等が貸し付けられているものであるときは専ら当該施設等として使用されている建物等で政令で定めるものの用に供されている土地等に限る。)については、課税価格に算入すべき価額は、当該土地等の価額の2分の1に相当する金額とする。

## 地価税法施行令(抄)

### 第17条第3項

法別表第2第5号に規定する政令で定める文化財は、次に掲げるものとする。

1 文化財保護法第57条第1項(有形文化財の登録)の規定により同項に規定する文化財登録原簿に登録された建造物である文化財(同法第2条第1項(文化財の定義)に規定する文化財をいう。次号において同じ。)

## 別表第2第5号

文化財保護法第2条第1項（文化財の定義）に規定する文化財で別表第1第7号イに掲げる文化財に準ずるもののうちその保存及び活用を図るべきものとして政令で定めるものに係る土地等

## 法別表第1第7号

次に掲げるものに係る土地等（政令で定めるものに限る。）

イ 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条（指定）の規定により指定された重要文化財若しくは国宝、同法第78条第1項（重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財の指定）の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第109条（指定）の規定により指定された史跡、名勝若しくは天然記念物若しくは特別史跡、特別名勝若しくは特別天然記念物、同法第182条第2項（地方公共団体の事務）の規定に基づく条例の規定により指定された文化財又は同法附則第4条第1項（法令廃止に伴う経過規定）の規定によりなおその効力を有するものとされる旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和8年法律第43号）第2条第1項の規定により認定された物件のうち、建造物、遺跡、名勝地その他これらに類するもの

## 地方税法（抄）

（変電又は送電施設等に対する固定資産税の課税標準等の特例）

### 第349条の3

12 文化財保護法第58条第1項に規定する登録有形文化財又は同法第90条第3項に規定する登録有形民俗文化財である家屋、同法第133条に規定する登録記念物である家屋及び当該家屋の敷地の用に供されている土地並びに同法第134条第1項に規定する重要な文化的景観を形成している家屋で政令で定めるもの及び当該家屋の敷地の用に供されている土地に対して課する固定資産税の課税標準は、第349条の規定にかかわらず、当該固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とする。

（都市計画税の課税客体等）

第702条 市町村は、都市計画法に基づいて行う都市計画事業又は土地区画整理法に基づいて行う土地区画整理事業に要する費用に充てるため、当該市町村の区域で都市計画法第5条の規定により都市計画区域として指定されたもの（以下この項において「都市計画区域」という。）のうち同法第7条第1項に規定する市街化区域（当該都市計画区域について同項に規定する区域区分に関する都市計画が定められていない場合にあつては、当該都市計画区域の全部又は一部の区域で条例で定める区域）内に所在する土地及び家屋に対し、その価格を課税標準として、当該土地又は家屋の所有者に都市計画税を課することができる。当該都市

計画区域のうち同項に規定する市街化調整区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課さないことが当該市街化区域内に所在する土地及び家屋の所有者に対して都市計画税を課することとの均衡を著しく失すると認められる特別の事情がある場合には、当該市街化調整区域のうち条例で定める区域内に所在する土地及び家屋についても、同様とする。

2 前項の「価格」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格（第349条の3第10項から第12項まで、第23項、第24項、第26項又は第28項の規定の適用を受ける土地又は家屋にあつては、その価格にそれぞれ当該各項に定める率を乗じて得た額）をいい、前項の「所有者」とは、当該土地又は家屋に係る固定資産税について第343条（第3項、第8項及び第9項を除く。）において所有者とされ、又は所有者とみなされる者をいう。